

行田市空き家相談窓口制度
相談申込書及び情報提供同意書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先)
行田市長 宛て

次の空き家の相談をしたいので申し込みます。

相談に関する下記の個人情報を含む情報について、「行田市空き家相談窓口業務委託 単価契約」を締結したNPO法人 熊谷相続研究会（以下「相談取扱者」という。）に、不動産の登記事項証明書等公知の事実になっている情報を提供すること及び相談対応の結果について、相談取扱者が行田市に情報提供することについて同意します。

また、行田市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条に規定する暴力団員、同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者又はそれらの者と不適切な関係を有する者でないことを誓約します。

申込者記入欄	住所			
	フリガナ		電話	
	氏名		メールアドレス	

空き家所在地	行田市
申込者の権利関係	<input type="checkbox"/> 土地及び建物の所有者 <input type="checkbox"/> 建物の所有者 <input type="checkbox"/> 土地の所有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
希望する相談方法	<input type="checkbox"/> 対面相談 <input type="checkbox"/> 電話相談 <input type="checkbox"/> メール相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）
相談内容	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	困っていること、知りたいことなどあれば、ご記入ください。

※この申込みにより登録された個人情報や調査結果等の個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。

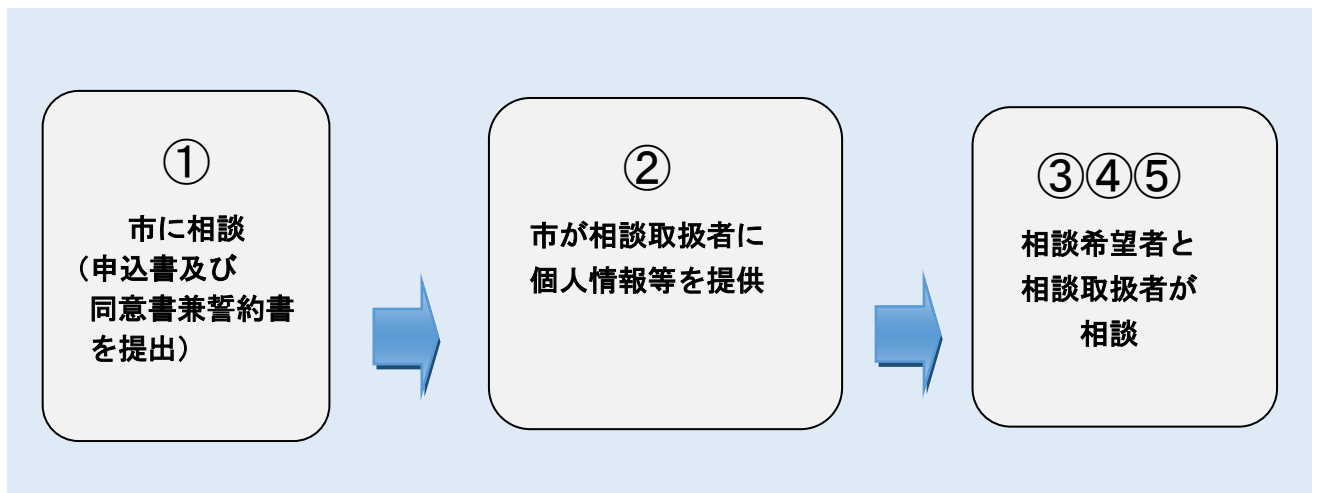
受付番号	
------	--

表 面（裏面の注意事項等をご覧ください。）

【注意事項】 ※必ずお読みください。

1. 行田市及び相談取扱者は、取得した個人情報を含む情報を空き家相談窓口業務以外の目的に利用しません。
2. この申込書及び同意書兼誓約書は物件の売却依頼書（仲介契約書）等ではありません。
3. 行田市内に所在する空き家が、本申込みの対象です。
4. 行田市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者との不適切な関係を有することが確認された場合、本制度の利用は終了となります。
5. 本制度に基づく相談は無料ですが、相談の範囲を超えた有償業務の提供はありません。
なお、本制度は、相談希望者の意思に基づき、相談取扱者からの説明に同意した上で、関係事業者の有償業務提供を依頼することを妨げるものではありません。
ただし、それにより本制度の利用は終了となり、以後は関係事業者から有償業務の提供を受けることとなります。契約等に関する疑義が生じた場合は、市が関与することなく、当事者間で解決をお願いします。

【相談や情報提供の流れ】



- ① 相談を希望される方（相談希望者）は、行田市に申込書及び同意書兼誓約書を提出します。
- ② 行田市が相談先となる相談取扱者に申込書及び同意書兼誓約書の写しや登記事項証明書等を提供します。
- ③ 申し込みから約2週間以内に相談取扱者から相談希望者に連絡を行い、相談する日時等について打合せします。
- ④ 決められた日時に相談を行います。
- ⑤ やむを得ずキャンセルする場合は、相談日の前日までに相談取扱者に連絡してください。